

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

源泉所得税

★ 平成30年年末調整の留意点

Q. 年末調整の時期になりましたが、昨年と変更になっている点とありますか？

A. 平成30年の年末調整は、次のような点に注意してください。

①配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の変更

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用が受けられないこととなりました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、38万円超123万円以下となり、控除額も改正されています。

②各種申告書等の様式変更

「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類になりました。配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。そして、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2018/pdf/04-07.pdf>

資産税

★ 住宅取得等資金の贈与の特例

Q. 住宅取得等資金の贈与には特例があるとか。どのような特例なのですか？

A. 住宅取得等資金の贈与の特例とは、平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に、その直系尊属から特定受贈者(直系尊属から贈与を受けた20歳以上(その年の1月1日現在)の者で、合計所得金額が2,000万円以下のもの)に住宅用家屋の新築・取得又は増改築に充てるための金銭(住宅取得等資金)を贈与した場合に、その住宅用家屋の新築等につ

いて一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税の課税価額に算入しないとするものです。

非課税限度額は、年度により異なりますが、平成32年3月31日(契約日)までについては、次のようになっています。

①消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者、個人間売買により中古住宅を取得した者

- ・良質な住宅用家屋 1,200万円
- ・上記以外 700万円

②消費税率10%の適用を受けて住宅を取得した者

- ・良質な住宅用家屋 3,000万円
- ・上記以外 2,500万円

なお、この制度は、暦年課税の基礎控除額、相続時精算課税の特別控除又は特定の贈与者からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例と併用適用することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4508.htm>

消 費 税

★ 新消費税法、税率の適用関係

Q. 平成31年10月から新消費税が施行されるようですが、適用関係はどうなるのですか？

A. 新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、平成31年10月1日(31年施行日)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(課税仕入れ等)に係る消費税について適用し、平成26年4月1日(26年施行日)から平成31年9月30日(31年施行日の前日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、従前の例によることとなっています。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、原則として、新消費税法が適用されることとなります。

経過措置が適用される主なものには、次のものがあります。

①旅客運賃等、②電気料金等、③請負工事等、④資産の貸付け、⑤指定役務の提供、⑥予約販売に係る書籍等、⑦特定新聞、⑧通信販売、⑨有料老人ホーム、⑩特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等

※この他にも、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置等も設けられています。

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/6303.htm>

所 得 税

★ 自家用車の借上料

Q. 当社では、営業車を購入する代わりに、社員の車を借りて営業しようと思っています。この場合に社員に支払う車の借上料や駐車場代はどのように取り扱われますでしょうか？

A. 次のように取り扱われます。

①借上料

所得税では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行に通常必要であると認められる費用は非課税とされています。

ご質問の場合、従業員の所有する自家用車を使用し、会社が自家用車の借上料として支給した場合でも、借上料の算定が会社業務に使用した走行距離を基礎とするなどその金額に合理性があれば、その借上げに通常必要であると認められる部分（ガソリン代及び走行距離に応じた借上補償料等の実費弁償的な金額）については、給与として課税されることはないものと思われま

す。給与としての課税ではなく動産の貸付による所得として雑所得に該当いたしますので給与所得者で賃貸料から必要経費を控除した金額が年間20万円を超える場合は確定申告が必要になります。

②駐車場代

従業員の自家用車の駐車場代については、会社がその自家用車を借上げるか否かにかかわらず、本来、その所有者である従業員が負担すべきものです。したがって、会社が従業員に対し、駐車場代という名目でその全部又は一部を支払っていた場合でも、それは給与として課税されることとなります。

<https://www.nta.go.jp/law/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shotoku/04/09.htm>

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/02_1.htm

★ 介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

Q. 介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いが明らかにされたのか。どのような内容だったのですか？

A. さきごろ、国税庁から「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」が公表されました。

内容は、次のとおりです。

介護保険法の改正により、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（以下「介護医療院」という。）が創設されました。

介護医療院は、医療法に定める「病院」又は「診療所」ではないものの、医療法以外の規定（健康保険法等を除く。）では、原則として「病院」又は「診療所」に含まれることとされており（介護保険法第115条第1項）、また、介護老人保健施設よりも高度な医療を提供する施設とされている（介護保険法第8条第29項）ことから、介護医療院の施設サービス費に係る自己負担額は、介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額と同様、医療費控除の対象となるとしています。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/010131/01/02.htm>